秩父市おもてなし条例

緑あふれる山々に囲まれた荒川の源流地域である秩父市は、多くの命を育み、人々の暮らしに潤いと安らぎを与える山紫水明の地であり、そこに暮らした人々が長い歴史と個性ある文化を築いてきました。

この豊かな自然と先人が長い年月をかけて築いてきた歴史や文化は、わたしたちの誇り高き財産であり、秩父市の魅力です。そして、秩父市を訪れた方々にもこの魅力に触れていただくことこそが、わたしたちの願いです。そのためにわたしたちにできることは、「おもてなしの心」を持って来訪者をお迎えすることです。

「おもてなしの心」は、長い歴史を経て秩父の人々に根付いています。わたしたち一人一人がその心を改めて認識し、来訪者をお迎えすることは、相手の方を幸せにし、わたしたちの幸せにもつながります。それにより、わたしたちが愛する「にぎわいと感動を呼ぶ交流のまち」秩父市は、さらに魅力あふれるまちになっていきます。

わたしたちは、ここに「おもてなしの心」で来訪者を迎えることにより、魅力あ ふれる秩父市を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるおもてなしの基本理念を定め、市の責務及び市 民の役割を明らかにすることにより、おもてなしの心で来訪者を迎え、もって何 度も訪れたくなり、心地良い感動を与えられる魅力あふれる秩父市を実現するこ とを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「おもてなし」とは、来訪者を温かく迎え、心を込めて 接し、思いやりを持って振る舞うことをいう。
- 2 この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及 び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 おもてなしは、市及び市民が地域の自然、歴史、文化等に対し、理解と関心を深め、誇りと愛着を持って推進しなければならない。
- 2 おもてなしは、市と市民の協働で推進しなければならない。
- 3 おもてなしは、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが心地良い感動が得られるよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、おもてなしに関する施策を総合

的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、市民によるおもてなしの推進のための自主的な取組の促進を図るため、 市民に対し、相互の連携の推進、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行 うものとする。
- 3 市は、おもてなしに関する施策の実施に当たっては、その効果的な実施を図る ため、国、県及び他の地方公共団体並びに関係団体との連携を図るものとする。 (市民の役割)
- 第5条 市民は、自らがおもてなしの推進の担い手であることを自覚し、おもてな しの心を持って来訪者を迎えるよう努めるものとする。
- 2 市民は、第3条に定める基本理念にのっとり、市が実施するおもてなしに関す る施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。